

須賀川南部地区エリアプラットフォーム規約

(名称)

第1条 この会の名称は、須賀川南部地区エリアプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）とする。

(目的)

第2条 プラットフォームは、須賀川市中心市街地の活力や魅力にあふれ持続的に発展するスマートなまちづくりの将来像を示す未来ビジョンを策定し、ビジョンを実現するための自立・自走型システムを構築することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において「自立・自走型システム」とは、株式会社テダソチマがまちづくり会社として中核的な役割を担いつつ、プラットフォームの会員が相互に連携し、それぞれが主体的かつ持続的にまちづくりに関与する体制をいう。

(活動)

第4条 プラットフォームは、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定
- (2) 未来ビジョンに基づく事業実施に関する連絡調整
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 プラットフォームは、以下の会員により組織する。

- (1) まちづくり会社（またはその参画予定者）
- (2) 中心市街地のまちづくりに係る地域団体等
- (3) 有識者
- (4) 行政

2 プラットフォームへの加入または脱退は、会長が会員の意見を聞き承認する。

(役員)

第6条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内

2 会長は、会員の中から互選する。

3 副会長は、会員の中から会長が指名する。

4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の物の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、プラットフォームを代表し、運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(事務局)

第9条 プラットフォームの事務を処理するため、事務局を株式会社テダソチマに置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年1月25日から施行する。